

平成23年10月31日(月)

一時払終身保険「夢のかたち」の取り扱い開始について

株式会社トマト銀行(取締役社長 中川 隆進)では、お客さまのライフプランや幅広いニーズにお応えできるよう、平成23年11月1日(火)から、一時払終身保険「夢のかたち(ニッセイ予定利率変動型一時払増終身保険)」の取り扱いを開始いたしますので、お知らせいたします。

本商品は、健康状態の告知なしでお申し込みが可能であるとともに、死亡保険金額や解約払戻金額が契約時に確定するなど、将来的な相続対策などにもご活用いただける一時払終身保険です。

これにより、当社が取り扱う個人向け保険商品は、個人年金保険12商品、一時払終身保険6商品、医療保険6商品、こども保険1商品の計25商品となります。

記

1 保険商品名

保険商品名	引受保険会社
ニッセイ予定利率変動型一時払増終身保険 (愛称:夢のかたち)	日本生命保険相互会社

※ 商品の詳細については、別紙「商品概要」をご参照ください。

2 保険商品の主な特徴

(1) 告知なしで申し込みが可能

- 満年齢50歳から90歳の方まで、簡単なお手続きでお申し込みが可能です。

(2) 死亡保険金額・解約払戻金額が契約時に確定

- ご契約後15年目までの死亡保険金額・解約払戻金額は契約時に確定します。

(3) 続けるほど着実に死亡保険金額・解約払戻金額が増加

- ご契約後15年間は、基本保険金額に対して毎年一定の割合で死亡保険金額が増加します。
- ご契約後15年経過以後は、10年ごとに金利情勢に応じて死亡保険金額の増加が期待できます。
- 解約払戻金は死亡保険金額を上限とし、期間の経過とともに増加します。

3 取扱開始日

平成23年11月1日(火)

4 取扱店

本支店57カ店(東京支店、ももたろう支店を除く)

<ご参考>

- この商品は日本生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、預金保険制度の対象とはなりません。
- ご契約後一定期間内に解約された場合の解約払戻金額は、一時払保険料を下回ります。
- ご検討にあたっては、「特に重要なお知らせ(契約概要/注意喚起情報)兼商品パンフレット」と「死亡保険金額/解約払戻金額例表」とをあわせてご覧ください。
- 募集代理店(金融機関)の担当者(日本生命の生命保険募集人)は、お客さまと日本生命の保険契約締結の媒介を行う者であり、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申し込みに対して日本生命が承諾したときに有効に成立します。

以上

本件に関するお問い合わせ先 営業企画部 山本 TEL 086-221-1064
 報道関係のお問い合わせ先 経営企画部(広報担当) 藤岡・齋藤 TEL 086-221-1057

商 品 概 要

引 受 保 険 会 社 名	日本生命保険相互会社
商 品 名	ニッセイ予定利率変動型一時払逡増終身保険（愛称：夢のかたち）
約 款 名 称	予定利率変動型一時払逡増終身保険（無配当H22）
商 品 の 特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一生涯にわたり保障を継続する商品。 ・ 契約後 15 年間は、基本保険金額に対して毎年一定の割合で死亡保険金額が増加。 ・ 契約後 15 年経過以後は、10 年ごとに金利情勢に応じて死亡保険金額の増加が期待できる。 ・ 解約払戻金は死亡保険金額を上限とし、期間の経過とともに増加。 ・ 契約後 15 年目までの死亡保険金額・解約払戻金額は契約時に確定。 ・ 満年齢 50 歳から 90 歳の方まで、健康状態等の告知なしで申込が可能。 ・ 年金特約を付加することで年金受取も選択可能。 <p>※年金受取方法は、確定年金 5 年・10 年・15 年・20 年・25 年・30 年・35 年・40 年から選択可能。</p>
予 定 利 率	月 1 回（1 日）見直し
契 約 年 齢	満年齢：50 歳以上 90 歳以下
告 知	無告知
取 扱 保 険 料	<p>200 万円以上 3 億円以下（10 万円単位）</p> <p>※最高限度額については、他にニッセイ予定利率変動型一時払逡増終身保険・ニッセイ積立利率変動型一時払終身保険に加入している場合はその基本保険金額を合算する。</p>
死 亡 保 障	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約日から 15 年間は、段階式に基本保険金額に対し、毎年同じ割合で逡増。 ・ 15 年経過以降、予定利率計算基準日の予定利率が、最低保証予定利率（1.00%）を上回っている場合は増加。
中 途 解 約	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約時の予定利率に基づいた金額。（ご契約後 15 年目まで） ・ 15 年経過以降、予定利率計算基準日（10 年ごとの契約応当日）の予定利率に基づいて増加。 ・ ご契約後一定期間内に解約された場合の解約払戻金額は、一時払保険料を下回る。

（平成 23 年 10 月 31 日現在）